

ねっとわあく

2024/10/24 Vol.82

あなたの

翼

～飛び立とう 今よりちょっと先へ～

目次

民法の歴史から紐解く
あなたの「はて？」の起源 …… 2

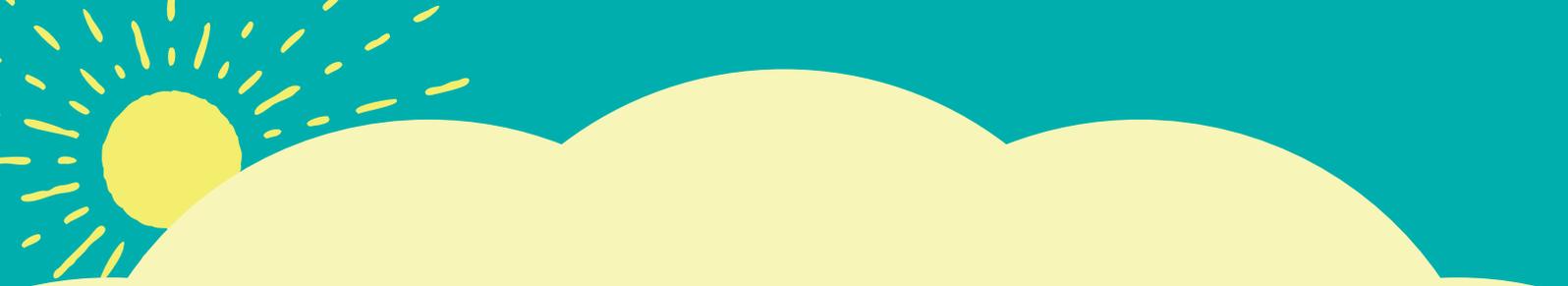
製造業界で働く女性の
環境づくりのために …… 5

定年後の男性の暮らし
～なぜ働くのか、どう生きるのか?～ …… 7

多様な児童生徒が安心して過ごせる学校を目指して
～教員の視点から～ …… 9

静岡大学 LGBT サークル
grandiose の取り組みについて …… 11

あざれあ事業・施設情報、
おすすめ図書、編集後記 …… 13



あなたの翼

～ 飛び立とう 今よりちょっと先へ～

ドラマのタイトルにもなった「虎に翼」という言葉は、「鬼に金棒」と同じく「強い力を持つ者にさらに強さが加わる」という意味があります。

あなたにとっての翼は何ですか？ どんな翼が欲しいですか？

今号では、法律から探る私たちの無意識の源、男性多数の製造業で女性管理職を増やそうとしている労働組合役員、定年後の男性の生き方や働き方、性的マイノリティの当事者として教育現場を変えようと活動する現役教師、同じく性的マイノリティの困りごと解決に立ち上がった大学生サークルを取り上げました。

私たち一人ひとりには虎のように強くはありません。

けれども、何かが、誰かが、あなたに力を授けるあなたの翼になってくれる。

あなたも誰かの翼になれる。

ひとりでは難しいことも、翼があれば。

誰もが暮らしやすい、ちょっと先の未来を目指して活動するさまざまな「翼」を感じ取ってみてください。

民法の歴史から紐解く あなたの「はて？」の起源

監修 林克樹 (はやしかつき) 弁護士 林総合法律事務所

日本初の女性弁護士の1人をモデルにしたドラマ「虎に翼」。世の中の常識をおかしいと感じるたび「はて？」と疑問を投げかける主人公の姿は、令和を生きる私たちの共感を呼びました。その主人公が最初に「はて？」と感じたのは、明治民法の中の女性に対する「無能力者」という言葉でした。

令和に生きる私たちも、女性だから、男性だからというだけで、根拠もなく不当な扱いを受けたり、考えを否定されたりしたことはありませんか？ これらは、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が要因となるものです。ジェンダー格差を埋めていくためには、このアンコンシャス・バイアスに気づき、解消していくことが必要だといわれています。

ではこのアンコンシャス・バイアスは、なぜ生まれ、どのように私たちの意識に作用しているのでしょうか。「はて？」の源を一緒に探ってみましょう。

あなたはどう思いますか？

女性はリーダーには
向いていない

母親が子どもを置いて
飲み会に行くのは
好ましくない

家事や育児は
女性がするものだ

結婚したら夫側の姓に
するのが普通だ

妻は夫の意見に
従うべきだ

デート代や食事代は
男性がすべて
出すものだ

男性が育休をとるのは
仕事へのやる気が
みられない

夫は仕事をして
家計を支えるべきだ

妻の法的地位 〜明治民法による制限〜

かつて女性は、結婚して妻となる
と法的に「無能力者」※として位置づ
けられていた時代がありました。妻と
なった女性は、財産権、相続権、親権
など、男性が当たり前に有していた権
利を持つことができなかつたのです。
そしてそれは民法という法律でしっか
りと定められていました。この時代の
民法は、一般的に明治民法と呼ばれ
ており、1898（明治31）年から
1947（昭和22）年の民法改正まで
49年間続きました。明治民法の特徴
は、「家父長制」をもとにした「家制度」
という家族制度を法で定めていた点
です。

「家制度」とは、一家の長である男性
（戸主）が家族に対して絶対的な支配
権を持ち、家族を統率することを目的
とした制度でした。この「家制度」に
おいて、結婚とは、家と家の契約であ
り、家を存続させるために、妻は夫に
従うべき「無能力者」とされたのです。

※ここである「無能力者」とは、現在でいうところの制限行為能力者に相当します。制限行為能力者とは、自らの意思に基づいて判断ができない、または契約などの法律行為を単独で行うことができない人のことです。

妻の無能力については、明治民法の総則編に規定されていきました。以下がその部分です。

第14条1項 妻が左に掲げた行為をなすには夫の許可を受けることを要する。

① 第12条第1項1号から6号に掲げた行為

② 贈与若しくは遺贈を受給し又はこれを拒絶すること

③ 身体に羈絆（きはん）※を受けるべき契約をすること

2項 前項の規定に反する行為はこれを取り消すことができる。

1項①にて夫の許可が必要とされる第12条の6つの行為とは、「元本を領収し、又はこれを利用すること」「借財又は保証をすること」「不動産又は重要な動産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること」「訴訟行為をすること」「贈与・和解又は仲裁契約をすること」「相続を承認し又はこれを拒絶すること」です。

※行動の妨げとなるもの。ほだし。

上記の明治民法のもとで当時の妻たちは、財産上の重要な決定を下すことができませんでした。妻に経済的な自由はなく、法律によってはつきりと、夫による妻の支配が制度化されていたのです。

反対に夫（戸主）には、家族全員を扶養する義務を課せられており、さらに、家族を統率し、家を存続させていく責任を負っていました。当時の家族は、親子三世代でことも多く、戸主の責任は重大でした。

1947（昭和22）年に日本国憲法が制定されました。憲法に合わせて民法も改正されたため「家制度」は廃止となり、妻を無能力者と規定していた部分は削除されました。「男女の平等」が法の下に保障されたのです。明治民法という、大昔のこのように感じられますが、ほんの80年あまり前のことです。

林弁護士のコメント

法律は、国民の生活を規律するものです。法律はどのようなものであるべきか。それは、法律の上位規範である憲法が、国民の基本的人権を尊重し、各人に幸福追求権を保障していることに最大限配慮した上で、その時代を生きる国民の考え方に合わせて決められるべき事柄です。

時代や社会の変化に応じて、人々の考え方も変化が生じると、それまでの法律と人々の考え方が合わなくなってくる場合があります。そのとき、法律で定められているから、社会全体がそのようになっていくからといって、仕方がないとあきらめてしまうことは、とても残念なことです。なぜなら、法律も社会の慣習も、人がつくったものであり、人が変えていくことができるものだからです。

今私たちの目の前にある法律やルール、「当たり前」だと思っていることは、本当に当たり前なのか、その「当たり前」に傷ついている人はいないか、苦しんでいる人はいないか、考えてみる必要があります。法律は守るべきものではありませんが、絶対のルールではありません。

明治民法時代のあれこれ

妻は財産を持ってない、
親権を持ってない、
預金口座すら作れない

妻が働くには
夫の許可が必要

夫が死亡しても
妻に相続権はない

妻が自分の親からの
相続を受けるか放棄する
かを夫が決める

家の財産と
戸主の地位は、長男が
すべて相続する
(家督相続)

家族は戸主の
同意がなければ
結婚できない

結婚したら妻は
夫の戸籍に入り、
「〇〇家の嫁」となる

そして自身の生き方や社会のあり方を考えてみる。法律の意味、そして自身の生き方や社会のあり方を考えてみる。法律の意味、そして自身の生き方や社会のあり方を考えてみる。法律の意味、

日本国憲法の中でも重要な条文の一つが、第14条です。これによって、すべての国民に法の下の平等が保障されました。特に男女の平等が憲法で保障されたことは、当時の女性たちにとって、人生を変えるほど大きな意味があったことでしょう。

憲法の制定やその後の民法改正によって、法律上は男女平等が実現しつつあります。男女の婚姻開始年齢を18歳に統一した法改正（2022年）や、女性の再婚禁止期間を廃止した法改正（2024年）は記憶に新しいのではないのでしょうか。

このように、私たちの身の回りがあるさまざまな法律は、何度も改正を繰り返して、今日に至っています。法律は私たちの生活上のルールを定めるものであり、法律の改正は、人々の暮らしをより良くしていくために必要なことです。法律といわれると、難しいこと、自分とは遠いことのように感じるかもしれませんが、すべての人に関わりのあることです。法律の意味、そして自身の生き方や社会のあり方を考えてみる。法律の意味、

法の下での平等

～日本国憲法の制定～

日本国憲法 第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

あとがき

近年では、多様な家族のあり方を受け入れる価値観が広がっています。社会のルールや法律はそれを反映できているのでしょうか。

例えば「同性婚」や「選択的夫婦別姓」について長年議論が続いていますが、まだ実現には至っていません。私たちが今、当たり前だと思っていることや、こうするべきだと感じている価値観の中に、明治民法の名残やその時代の慣習を無意識に受け継いでいるものはないのでしょうか。

社会や法律を変えていくには、当事者だけではなく、社会の構成員である私たち一人ひとりが関心を寄せること、意識を変えていくことが必要だと考えます。そのためには、自分の中のアンコンシャス・バイアスに気づくこと、その考えがどこから来ているのかを「はて？」と自分自身に問いかけてみるのが大切です。

私たちの意識が変われば、法律も変えられる。法律が変わること、社会全体の価値観や人々の意識がさらにアップデートされていく。そのような好循環が生まれるとよいのではないかと思います。